

福岡市障がい者プラン作成の
ための意見交換

短期入所編

日時:2010/11/18

場所:ふくふくプラザ501会議室

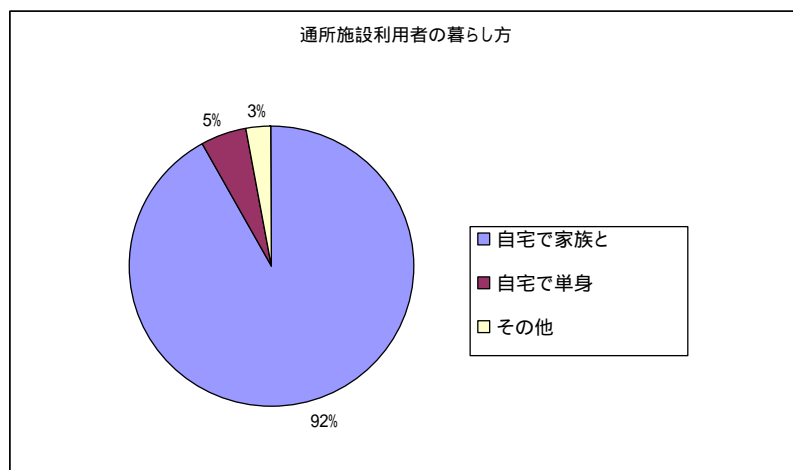
「障害者の暮らしに関する緊急アンケート」
に基づいて

障害者より良い暮らしネット

利用者が望む短期入所を
実現するために

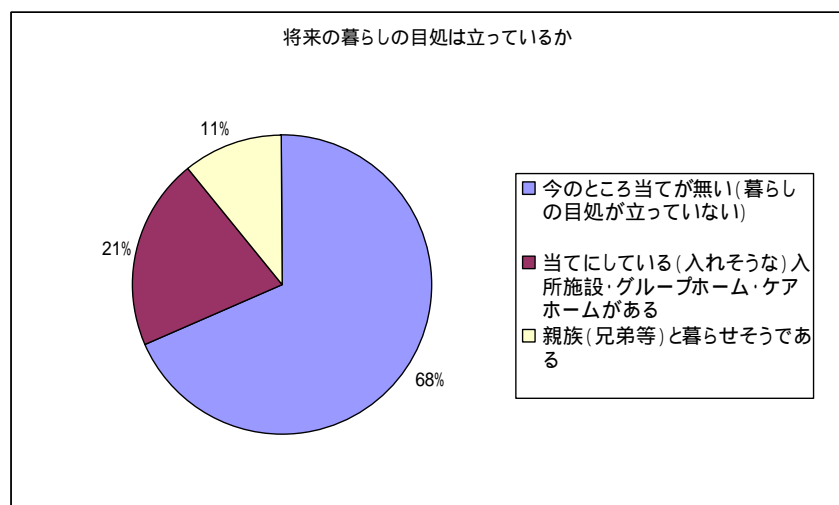
1. 通所施設に対する行政の支援 P9
土地・建物、資金、人件費、送迎、その他
2. 福岡市独自の制度を創設 P10.11
市所有の建物での短期入所
ガイドヘルパーの弾力的運用

通所施設利用者の9割は家族と暮らす



3

家庭介護力低下時や本人が高齢になったときの暮らしの目処が立っているか



4

本人と親の気持ち

- (入所の) 順番を見送り、時期が来たら入ると考えている方が多い
- 目処が立っていないというよりも、親が元気なうちは親が見るという考えが多い
- ある施設では「別のアンケートでは68名の方が将来に不安があるとのことでした」と記述
- 現時点で施設入所・CHとか決めてしまうのではなく、在宅しながら宿泊体験が積める「支援センター」を作るべき

5

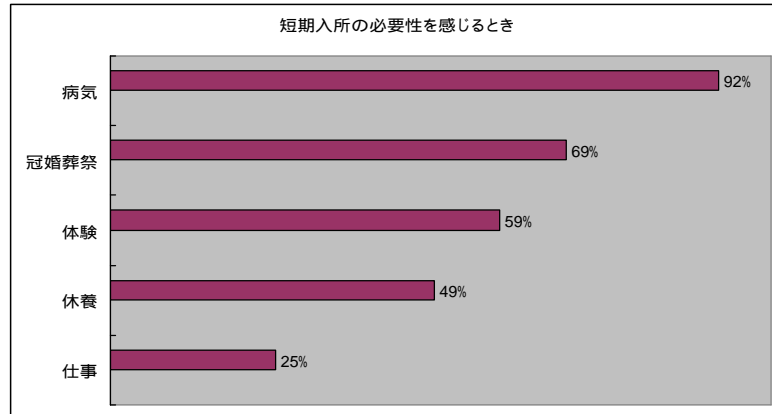
アンケートを通じて見えてきたこと

- 親も子も、「今すぐに」自立を、というわけではない
- 少しずつ自立体験(宿泊体験)を積みながら、その日に備える
- 同時に、重症心身障がい、中・軽度障がい、精神障がいなどの問題もそれぞれに大きいこと
- 障害者へのしっかりとしたアセスメント、短期・中期・長期的な計画、一人ひとりの尊厳をどのように守るのか、それを誰が担うのか

•それらを可能にしていく方法と、経験を重ねながらケアホームの拡充を計っていくのがこれからの課題

6

親が短期入所を必要と感じるとき



平成22年5月の調査では97%の人が短期入所を必要と感じています

7

ショートをするのに望ましいところ

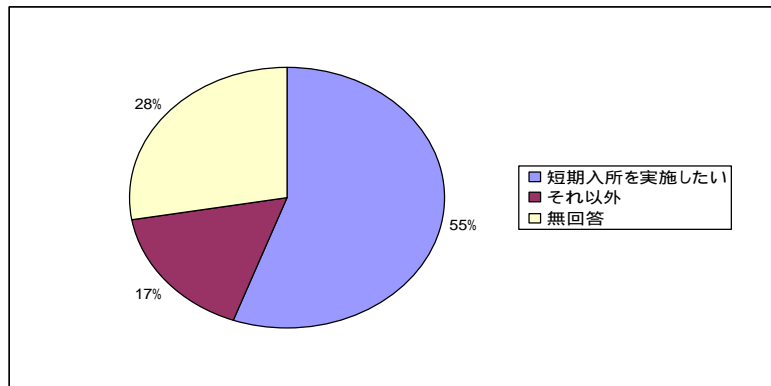
- 生活介護などで日頃親しんでいる場所 86%
- 本人の状況をよく把握した職員がいる場所 89%
- 入所施設 19%
- 必要なときに医療的ケアが受けられる場所 54%

ショートを利用したときの様子		
	日中通っておられる生活介護事業 所でのショート	それ以外の事業所
楽しそう	36%	19%
退屈	7%	21%
不安	0%	14%

平成22年5月ショーステイと将来に関する調査より

8

短期入所の問題が解決したら 通所施設で実施するか



短期入所の充実は行政の使命

9

利用者が望む短期入所を実現するために

1. 通所施設での短期入所を可能にするための行政の支援

土地・ 建物	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 戸建て賃貸 家賃月額9万円～15万円 敷金27万円～45万円 ◆ 今の賃貸を増改築 100万円～1,500万円 ◆ 新設 1戸(1棟) 2,000万円～3,000万円 ◆ 市営住宅や賃貸物件等の利用 建築基準の緩和
資金の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 初期開設費用 家賃補助 ◆ 通所施設内で短期入所をする場合の加算
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 永く働ける、待遇をよくする給与財源 ◆ 正規職員18～25万円 最大4人必要 パート6～15万円 最大6人
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 送迎車購入費100万円～350万円 人件費4,800円～20万円 ◆ ガイドヘルパー利用も希望あり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 強度行動障がい者・精神障がい者・医療ケアが必要な人の支援 ◆ 単価設定の見直し(時間数に応じた報酬)・報酬単価アップ

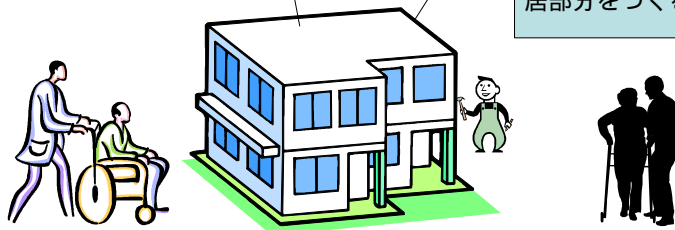
10

2.福岡市独自の制度をつくる

- 強度行動障がい者の短期入所モデル事業様のシステムを他の障がい者にも導入
- ガイドヘルパーや通所事業所職員等の協力を得る

福岡市独自のガイドヘルプ運用規定を作成し、宿泊を可能とする

福岡市の建物（ふくふくプラザ、各区障害者フレンドホーム、ふよう学園、つくし学園等）を一部改修し住居部分をつくる



11

福岡市独自の制度とは

- 生活介護事業所・ホームヘルパー・ガイドヘルパー等、利用者のことを充分理解・把握できている支援者との宿泊を可能にする既存公的施設の改修
ショートステイを兼ねながら将来の家庭からの自立への準備にもなる
- 既存公的施設とは、たとえば各区にある障がい者フレンドホーム、ふよう学園、なのみ学園、等福岡市の福祉施設
- 保護者がいざというときには急遽居住の場としての機能も備える(その時は別の法整備も必要)

行政は10年間を目標にケアホームを拡充して行く

12

福岡市独自のガイドヘルプ運用規定

1. ガイドヘルパーは利用者が希望する場所での夜間の介助を行うことができる
2. ガイドヘルプ事業者は利用者が連泊を希望した場合、滞りなくサービスが提供できるように連続したケアプランの作成・サービスの提供を行わなければならない
3. 生活介護事業所等の職員との宿泊を利用者が希望した場合、事前にガイドヘルパー研修を受け、登録をしている職員であれば、認めなければならない
4. 上記3のサービスの提供を希望する事業者には福岡市はあらかじめ人員の加配をしなければならない
5. 上記を事業者が利用者に提供した場合、福岡市は労働に見合った対価を事業者を支払う